

令和7年度第6回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和7年9月10日(水)

招集場所 米子市役所401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員  
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員  
11番 高橋敦美委員 12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員  
17番 船越真委員 18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 16番 能登路幸輝委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 大縄敬次委員 三島通政委員  
住田一行委員 大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員  
尾坂宣雄委員 福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員 高濱健委員

事務局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事

傍聴人 無し

日 程 1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進  
計画に係る意見照会に対する回答について

#### 4 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

それでは、第6回農業委員会総会を開きます。議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号5番の木下農業委員と議席番号6番の木村農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、能登路農業委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば事務局から説明してください。

無いようですので、それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号16の葭津と番号17の彦名町について一括して審議します。事務局から説明してください。

道下係長（事務局）

3条許可案件について説明いたします。番号16の葭津の議案について説明いたします。葭津の申請地は美保中学校の近くにある畑1筆の714平方メートルの農地を売買されるものです。番号17の彦名町の議案について説明いたします。彦名町の申請地はローソンの近くにある畑1筆の1,456平方メートルの農地を贈与されるものです。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（角会長）

番号16の葭津について、担当委員さんから補足があればお願いします。

松本推進委員

現地確認は8月25日に角農業委員と2人で行いました。譲受人は以前からこの場所を借りて耕作をしていました。許可について問題ないと考えます。

議長（角会長）

番号17の彦名町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

公本農業委員

現地確認は8月29日に高尾推進委員と2人で行いました。譲渡人は県外在住でもう戻ってこないだろうということで、耕作をしてもら

っている人に譲り渡すこととなりました。譲受人は水路掃除等にも積極的に参加してくれる人で、農業をやる上で問題はないと考えます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、4ページ、番号16の葭津と番号17の彦名町について一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号38の彦名町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

38番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。8月25日に公本農業委員と現地確認を行いました。造成計画については最高40センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはコンクリートブロック2段積を設置いたします。雨水の排水について、浸透柵を設け地下浸透で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。  
挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。  
続きまして、番号39の安倍について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

### 三島推進委員

39番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場を計画したものです。9月1日に泉農業委員と2人で現地確認を行いました。造成計画については最高53センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については高さ70センチメートルのL型擁壁を設置いたします。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

### 議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。  
そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。  
挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。  
続きまして、番号40と、7ページ、番号41の両三柳について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

### 大縄推進委員

続いて40番及び41番の議案について説明します。まとめて説明をいたします。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については

画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅及び進入路を計画したものです。9月1日に泉農業委員と三島推進委員と3人で現地確認を行いました。造成計画については最高50センチメートルの盛土造成を行います。40番は既存の擁壁を利用いたします。41番につきましてはL型擁壁を設置いたします。雨水の排水について、溜樹後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと一括して採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号42の古豊千について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

安井農業委員

42番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅及び車庫を計画したものです。9月5日に森中推進委員と2人で現地確認を行いました。造成計画については最高30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については、高さ1メートルのコンクリート壁を設置します。雨水の排水について、溜樹後既設の水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、議案第3号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、9ページ、番号9-1から、14ページ、番号9-18までを一括審議します。事務局から説明してください。

道下係長（事務局）

議案8ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。9ページの番号9-1から14ページの番号9-18は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと、9ページの番号9-1から、14ページの番号9-18までを一括して採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

17ページから19ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、7件を受理しています。

20ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、1件を受理しています。

次に、21ページから22ページの非農地現況証明について、7件を証明しています。

次に、23ページから26ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、4件を回答しています。

次に、27ページの農地転用現況確認書の交付について3件を交付しています。

次に、28ページから29ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、3件を回答しています。

最後に、30ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、1件を受付けています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

無いようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

（事務局説明）

議長（角会長）

これを持ちまして、第6回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時00分